

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会に関する決裁事務規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務の決裁に関し必要な事項を定め、協議会事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「決裁」とは、会長又は専決者（会長が指名する者）が、会長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2)「専決」とは、専決者がこの規程の定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。
- (3)「代決」とは、会長又は専決者が不在のとき、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。
- (4)「不在」とは、会長又は専決者が出張、病気その他事故等で、決裁することができない状態をいう。

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、会長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決)

第4条 専決者は、別表の定めるところにより、それぞれの主管する事務を専決することができる。但し、別表に定められていない事項であっても、専決すべき者において事案の内容により専決することが適当と認められる事項については、この規程に準じて処理することができる。

(専決の制限)

第5条 総会及び理事会に付議すべき事項については、前条の規定にかかわらず、会長の決裁を受けなければならない。

- 2 専決すべき者において、事案の内容により異例に属し、又は疑義があると認められる事項については、前条の規定にかかわらず、会長の指揮を受けて処理しなければならない。

(報告)

第6条 専決した場合において必要と認めるときは、その専決した事項を会長に報告しなければならない。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 専決者が不在のときは、あらかじめ専決者が指定する者がその事務を代決する。

(代決した場合の手続き)

第8条 前条の規定により代決した事項については、遅延なく会長又は専決者の後閲を受けなければならない。但し、定例的なもの、又は軽易なものはこの限りでない。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 専決者とその主管事務

専決者とその主管事務は、次のとおり。

部 門	専 決 者	主 管 事 務
まちづくり 部門	事務局長	事務局に関する事務
	各事業部長	各事業部に関する事務 但し、健康福祉事業部は、「能登川病院をよくなる会」関係業務を除く
	能登川病院をよくなる会 事務局長	能登川病院をよくなる会に関する事務
	活動団体連絡会 事務局長	活動団体連絡会に関する事務
指定管理 部門	能登川コミュニティセンター 館長	能登川コミュニティセンターに関する 業務
	やわらぎホール館長	やわらぎホールに関する事務
	やわらぎの郷公園 公園長	やわらぎの郷公園に関する事務

2 各専決者の専決事項

- (1) 1件10万円未満の工事（修繕を含む）の設計及び施工の決定及び契約の締結に関する事。但し、年度予算額の範囲内であること。
- (2) 1件10万円未満の業務委託の決定及び契約締結に関する事。但し、年度予算額の範囲内であること。
- (3) 1件10万円未満の収入命令、支出命令に関する事。但し、年度予算額の範囲内であること。
- (4) 職員の事務分掌の決定に関する事。
- (5) 職員または会員の出張命令に関する事。
- (6) 職員の休暇その他服務に関する事。
- (7) 現金の出納、備品等の管理処分に関する事。